

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：常滑市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	49.7%
全職員	54.4%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤務年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	76.7%
本庁課長相当職	96.3%
本庁課長補佐相当職	95.6%
本庁係長相当職	99.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.2%
31～35年	89.7%
26～30年	84.8%
21～25年	91.3%
16～20年	79.3%
11～15年	85.3%
6～10年	75.6%
1～5年	83.8%

【説明欄】

- 全職員に係る情報について
 - 全職員に対する会計年度任用職員の割合が、男性4.6%に対し、女性が40.1%のため、男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている。
- 任期の定めのない常勤職員に係る情報について
 - 扶養手当は男性に支給している場合が多く、受給者のうち82.7%が男性となっている。
 - 本庁部局長・次長相当職における差異は、給与水準の高い医師において男性が多いことが影響している。
 - 勤務年数別6～10年目、16～20年目における差異は、給与水準の高い医師において男性が多いことが影響している。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。